

平成 11 年 8 月 9 日  
環境庁地球環境部環境保全対策課

## 砂漠化対処条約「北京会合」の結果について

### 1. 期日

平成 11 年 7 月 22 日（木）～ 7 月 27 日（火）

22 日～ 23 日：早期警戒システムに関するアジア・アフリカ技術ワークショップ

24 日～ 25 日：第 2 回アジア・フォーカルポイント会合

26 日～ 27 日：テーマ別プログラムネットワーク 1（TPN1）  
立ち上げ会合

### 2. 場所

中国林業科学研究院（Chinese Academy of Forestry(CAF)）（中国・北京）

### 3. 出席者

東京大学大学院 武内和彦 教授

鳥取大学乾燥地研究センター 稲永 忍 教授

東京大学大学院 恒川篤史 助教授

国立環境研究所地球環境研究センター 清水英幸 研究管理官

国立環境研究所地球環境研究センター 宮部 徹 交流係長

環境庁地球環境部環境保全対策課 塚本直也 課長補佐

外務省国際社会協力部地球規模問題課 萩原真由 外務事務官

### 4. 会合の目的

#### (1) 「早期警戒システムに関するアジア・アフリカ技術ワークショップ

早期警戒システムに関するアジア・アフリカ間での協力の可能性について議論するため。

#### (2) 第 2 回アジア・フォーカルポイント会合

昨年 5 月に滋賀県で開催された第 1 回会合に引き続き、各国の国レベルでの条約の実施、地域レベルにおける条約の実施等について、情報・意見の交換を行うため。

#### (3) テーマ別プログラムネットワーク 1（TPN1）立ち上げ会合

これまでの T P N に関する検討を受け、6つのネットワーク（注）のうち最も検討が進んでいる T P N 1（砂漠化のモニタリング及び評価）について、各国の取組の進捗状況、T P N 1の機構・作業計画・予算等について検討を行うため。

（注）T P N 1：砂漠化のモニタリング及び評価

T P N 2：アグロフォレストリー及び土壌保全

T P N 3：砂丘の移動の固定化を含む放牧地管理

T P N 4：乾燥地農業における水資源管理

T P N 5：干ばつの影響緩和のための能力の強化

T P N 6：地域開発計画実施のための援助

## 5．会合の概要

### （1）早期警戒システムに関するアジア・アフリカ技術ワークショップ

アジア、アフリカ、関連国際・地域機関の専門家が参加し、砂漠化に対処するための早期警戒システムに関し、データ・マネジメント、キャパシティ・ビルディング及び研究開発につき技術的な側面から意見交換が行われた。

### （2）第2回アジア・フォーカルポイント会合

各国の国レベルでの条約の実施

- ・22ヶ国のフォーカルポイントがそれぞれ国レベルでの条約実施状況について報告を行ったほか、国際・地域機関、N G O等の5名の代表が発言を行った。
- ・我が国からは、我が国の行っている条約事務局への支援、二国間プロジェクト及び国際機関への拠出、国内機関の関連研究機関等について言及した。

地域レベルにおける条約の実施

#### 1) テーマ別プログラムネットワーク(TPN: Thematic Programme Network)

- ・既にホスト国が決まっている T P N 1～3については、それぞれのホスト国の代表（中国、印、イラン）により準備状況の説明が行われた。
- ・ホスト国の決定していない T P N 4～6については、まず T P N 1～3を立ち上げ、その状況を踏まえた上で立ち上げることとなった。

#### 2) 地域調整ユニット(regional coordination unit)

- ・バンコクにおける専門家会合(98年11月開催)において提案のあった地域調整ユニットの設立については、日本を除く国々によって支持された。

その他

#### 1) C O P 4の開催について

2000年に開催予定の C O P 4は、アフリカ以外の地域において開催されることとなっているが、アジア以外の地域で開催されない場合は条約事

務局所在地（ボン）で開催することとし、その際にはC O P 5 をアジアで開催することを検討することとなった。

2) C O P 4 に向けた国別報告書の作成について

砂漠化の影響を受けているアジア締約国はC O P 4 に向け、国別報告書を作成することとなっており、条約事務局より、作成のための手引き (Help Guide) が配布された。アジア締約国より、報告書作成のための財政支援が必要との発言があった。

( 3 ) テーマ別プログラムネットワーク1 ( T P N 1 ) 立ち上げ会合

砂漠化のモニタリングとアセスメントに関する各国の進捗状況報告

T P N 1 の枠組みについて

1) T P N 1 の立ち上げにあたっての制度的な問題を中心として議論が行われ、T P N 1 の目的、構造、作業計画、優先的な活動等に関する決議 (DECISION) が採択されるとともに、T P N 1 の実施のための運用ガイドライン (OPERATIONAL GUIDELINES) が採択された。

2) 組織の基本的な構造としては、中国砂漠化対処条約実施委員会 (CCICCD) が中心となり、条約事務局並びに関連国連機関の協力を得つつ、関心を有する各国の研究機関との間でネットワークを構成する、open-endedでvoluntaryな枠組みとなっている。

3) T P N 1 の作業計画については、盛り込むべき主要な要素として以下が掲げられた。(「DECISION」.P2)

- ・宇宙関連技術や新しい情報科学技術を組み合わせ、地域的、小地域的、国際的なレベルで砂漠化の状況を評価及びモニタリングするための枠組みを開発すること。
- ・デジタル通信技術を用い、各国のフォーカルポイントが国内のデータベースと地域的、小地域的、国際的なデータベースとの連携を強化するよう支援すること。
- ・協力して情報収集を行い、砂漠化抑制、土地及び水管理、バイオマスの保護に関する科学的情報データベースを強化するための地域的枠組みを開発すること。
- ・宇宙関連技術によって得られた情報の利用を促進するプログラムを策定すること、意思決定者及び現場レベルのユーザーへ情報を伝えるためのシステムを作ること。
- ・トレーニングや研究調査のプログラムを開発すること。

4) また、T P N 1 の開始後直ちに実施すべき優先的な活動は次のとおりとされた。(「DECISION」.P3)

- ・砂漠化のモニタリング及び評価の能力等の調査
- ・T P N 1 のニュースレターの準備及び発行

- ・ネットワークの全てのメンバー及びパートナーが情報を共有できるよう T P N 1 のウェブサイトを立てること
  - ・アジア地域の砂漠化の広がりを示した地図を利用できるようにすること
- 5) T P N 1 の具体的な枠組みができたことで、今後は具体的な研究・活動を行っていくこととなる。

なお、9月30日までに我が国における窓口(フォークポイント)を T P N 1 のホスト機関(Institute of Forest Resource Information Technologies)あて通知することとなっている。